

船橋市工事技術検査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市工事技術検査規程(平成26年船橋市訓令第11号)第4条に規定する工事の技術検査の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事実施状況の技術検査)

第2条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第3条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

第4条 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第5条 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的な評価を行うものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。